

令和 7 年小田原市議会 3 月定例会議案

(議案第 1 3 号～議案第 2 1 号)

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

目 次

○条例議案

議案第 1 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………	1
議案第 1 4 号	小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	4
議案第 1 5 号	小田原市手数料条例の一部を改正する条例……………	6
議案第 1 6 号	小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	8
議案第 1 7 号	小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例……………	10
議案第 1 8 号	小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例……………	11

○事件議案

議案第 1 9 号	小田原市基本構想の策定等について……………	13
議案第 2 0 号	市道路線の認定について……………	21
議案第 2 1 号	工事請負契約の変更について（令和 6 年度城山陸上競技場走路等改修工事）……………	22

案 議 例 条

議案第 13 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小田原市表彰条例及び小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市表彰条例（昭和 42 年小田原市条例第 1 号）第 9 条第 1 項第 1 号
- (2) 小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 57 号）第 6 条第 1 号

(小田原市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 5 号）第 19 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 19 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (2) 小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和 26 年小田原市条例第 160 号）第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項
- (3) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 43 号）第 5 条第 1 項第 2 号
- (4) 小田原市公設地方卸売市場条例（昭和 47 年小田原市条例第 55 号）第 6 条の 3 第 6 号ウ及び第 17 条の 2 第 3 号
- (5) 小田原市下水道条例（昭和 41 年小田原市条例第 38 号）第 5 条の 13 第 2 号
- (6) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 41 号）第 4 条第 1 号

(小田原市情報公開条例等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市情報公開条例（平成 14 年小田原市条例第 32 号）第 32 条
- (2) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年小田原市条例第 28 号）附則第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項
- (3) 小田原市個人情報保護審査会条例（令和 4 年小田原市条例第 29 号）第 13 条
- (4) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 27 号）第 16 条

- (5) 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（平成 15 年小田原市条例第 31 号）第 42 条第 1 項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の小田原市職員の給与に関する条例第 19 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第 20 条第 4 項及び第 22 条第 6 項並びに小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 4 号）第 4 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定並びに小田原市職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 17 条第 3 項及び第 4

項（これらの規定を小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

刑法の一部改正に伴い、用語の整理が必要となる小田原市表彰条例ほか12件の条例を一括して改正するため提案するものであります。

議案第 14 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 26 年小田原市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中」を「及び前 2 項中」に改める。

第 16 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 16 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 16 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 16 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 16 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、育児のための所定外労働の制限の対象となる職員の範囲が拡大されるほか、仕事と介護の両立のための支援制度に関する周知等が義務付けられることに伴い、本市職員についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 15 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 12 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 5 章の章名中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第 11 条の見出し中「旧宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条各号列記以外の部分中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「旧宅地造成等規制法」を「盛土規制法」に改め、同条第 8 号を次のように改める。

（8）盛土規制法第 18 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事（盛土規制法第 15 条第 2 項の規定により盛土規制法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限る。）の中間検査の申請に対する審査 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 3,100 円

イ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 6,200 円

ウ 盛土又は切土をする土地の面積が 20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 12,400 円

エ 盛土又は切土をする土地の面積が 40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 24,800 円

オ 盛土又は切土をする土地の面積が 70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの 1 件につき 43,400 円

カ 盛土又は切土をする土地の面積が 100,000 平方メートルを超えるもの 1 件につき 62,100 円

第 11 条第 9 号を削る。

第 12 条の見出し中「旧宅地造成等規制法」を「盛土規制法」に改め、同条第 1 号中「及び旧宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可」

及び「及び第 8 号」を削り、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

宅地造成等規制法の一部改正による経過措置期間が終了し、宅地造成等に関する工事の規制について宅地造成及び特定盛土等規制法の規定が適用されることに伴い、本市が神奈川県から移譲を受け処理することとなる同法に基づく事務に係る手数料を定める等のため提案するものであります。

議案第 16 号

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(平成 26 年小田原市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「小田原市地域包括支援センター運営協議会」を「小田原市附属機関
設置条例(昭和 54 年小田原市条例第 1 号)第 2 条の規定に基づき設置された小田原市
高齢者福祉・介護保険事業推進委員会(次条において「委員会」という。)」に改める。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「(委員会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援セ
ンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包
括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員
が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常
勤の職員の員数に換算する方法をいう。))」によることができる。次項において同
じ。))」を加え、同条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に、「小田原市地
域包括支援センター運営協議会」を「委員会」に改め、同項の表おおむね 1,000 人
未満の項及びおおむね 1,000 人以上 2,000 人未満の項中「前項各号」を「第 1
項各号」に改め、同表おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満の項中「前項第 1
号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を
加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資する
と認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当
該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未
満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配
置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を
満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置
くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

介護保険法施行規則が一部改正され、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が緩和されたことに伴い、本市における当該基準についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 17 号

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

小田原市学校給食共同調理場設置条例（昭和 57 年小田原市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「小田原市飯泉 1， 248 番地」を「小田原市成田 1， 111 番地の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

小田原市学校給食センターの移転整備に伴い、当該施設の位置を変更するため提案するものであります。

議案第 18 号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和 39 年小田原市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

郷土文化館の観覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

第 5 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「観覧時間等」を「観覧時間及び使用時間」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表に掲げる施設（以下「供用施設」という。）の使用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

第 8 条の見出し中「会議室等」を「供用施設」に改め、同条第 1 項中「別表に掲げる施設（以下「会議室等」という。）」を「供用施設」に改め、同条第 2 項中「会議室等」を「供用施設」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）、第 10 条第 1 項、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項及び第 16 条中「会議室等」を「供用施設」に改める。

別表中「第 8 条」を「第 5 条」に改め、同表の 1 を削り、同表の 2 を同表の 1 とし、同表の 3 を同表の 2 とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

施設の老朽化に鑑み、郷土文化館の本館の会議室を廃止することに伴い、その使用に係る規定を削除するため提案するものであります。

案 議 件 事

議案第 19 号

小田原市基本構想の策定等について

小田原市基本構想を次のとおり策定し、令和 7 年 4 月 1 日から適用するとともに、これに併せて第 6 次小田原市総合計画基本構想に係る計画期間を変更し、同年 3 月 31 日までとするため、小田原市議会の議決すべき事件に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 26 号）本則第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市基本構想

基本構想

基本構想は、小田原市の基本的なまちづくりの理念を描き、将来都市像とその実現に向けたまちづくりの目標を示すものであり、計画的な取組の指針とするものです。

なお、まちづくりの歩みは永続的なものであり、切れ目なく世代を超えてつないでいく視点が必要であることから、本基本構想では目標年次を設定せず、おおむね20年先に次の世代の市民に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望しています。

1 時代と社会についての認識

我が国においては、平成期初頭のバブル経済の崩壊以降、景気低迷が長く続きました。総人口の増加に陰りが見える中でも経済成長期と同様のまちづくりが続けられ、成熟社会に向けた変革の動きが鈍いままに21世紀の幕が開きました。

それから20年余、我が国の社会状況は、一層先行きの不透明感が増しています。我が国全体の人口は平成20年（2008年）をピークに減少の局面に入りました。これに加えて少子高齢化、地域経済の弱体化、道路や橋梁等を含む公共施設の老朽化、貧困や格差の拡大、地球規模の気候変動リスクをはじめとした環境問題、各地の不安定な政治情勢に伴う経済変動リスクといった課題群に取り囲まれ、これらが同時に進行しています。

地方行政を取り巻く環境も大きく変わりました。地方分権一括法の施行を受け、従来の中央集権的な行政のあり方が抜本的に見直され、全国の地方都市はそれぞれの特徴を生かしつつ実情に応じた地域運営に努めてきました。また、大規模な震災や激甚化する風水害の経験を経て、安全・安心な地域づくりが目指されるとともに、互助の意識と活動が国民に広がりました。さらに、情報化が目覚ましく進展したことや、多様な個性や価値観が尊重されるようになったことなどにより、人々の生活様式も大きく変化してきました。

こうした変化の中で、私たちは困難な現実から目を背けることなく、多様な幸せや地域社会の真の豊かさを希求すること、そして、直面する課題群を乗り越えるために、持続可能な地域社会を足元からつくり出し、確かな未来への道筋をつけていくことが大切です。

2 小田原の歩み～可能性と課題～

小田原は、市域の西部は箱根外輪山から広がる深い山林に、東部は大磯丘陵につながる緩やかな山並みに抱かれ、中央には富士山と丹沢山地に水源を発する酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成、南部は相模湾に面しており、森里川海がオールインワンとなった自然環境を備えています。この豊かな自然環境に加えて、温暖な気候が生み出す大地の恵みが市民の暮らしを支え、長い歴史の中で多種多様な文化やなりわいが育まれ、多くの地域資源が今もなお地域に満ちています。また、新幹線が停車する小田原駅をはじめ、鉄道駅が18駅配置されていることや、小田原厚木道路・西湘バイパスが整備されているなど、都心や首都圏の主要都市、周辺の観光地からアクセスしやすい交通利便性の高いまちです。

過去20年における本市のまちづくりを振り返ると、小田原駅とその周辺の市街地整備や小田原三の丸ホールの整備、小田原城天守閣の大改修等により、中心拠点の機能性と利便性の向上が図られてきました。また、国からSDGs未来都市や脱炭素先行地域に認定されたように、持続可能性を強く意識した取組を多方面で進めるとともに、市民参画を重視し、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組む過程で、自らのまちをより良くしようとの思いで行動し実践する市民の力や、直面する地域課題に対してテーマを共有して支え合う地域の力も根付いてきました。

あわせて、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしたコロナ禍を経て、小田原暮らしの魅力を訴求した移住定住促進策等による社会増や、マイクロツーリズム等の時代に即し、ニーズを捉えた観光誘客による入込観光客数の増加等、新たな人々の流入が生まれています。

こうした状況から小田原は、その恵まれた地域資源や地理的特性の上に、実践の中で培われてきたまちづくりのノウハウや市民の力と地域の力、さらに、新たな人々の流入といった要素をつなぎ合わせていくことで、より豊かなまちとなる可能性を秘めています。

一方で、他の地方都市と同様に人口減少や少子高齢化に歯止めはかかっておらず、大規模事業所の撤退や商店街を構成する店舗等の減少、農林水産業や商工業等広い分野における地域経済の担い手不足と高齢化等、経済面での課題が広範に及んでいます。あわせて、増え続ける社会保障関連の支出、地域コミュニティ活動の担い手不足、公共施設や学校施設等の一斉の老朽化、今後控えている大規模な投資事業に向けた財源

確保等、様々な課題が存在しています。

3 まちづくりの理念と将来都市像

(1) まちづくりの理念

これまで本市では、まちづくりの目標の柱に人口増加を掲げていました。しかし、国全体で人口減少や少子高齢化が進む中、人口構造の変化を正面から受け止めつつ、地域課題の解決を果たしていくことが必要です。本基本構想では目標人口を設定しないものの、出生増や社会増を図る取組を継続するとともに、まち自体が持つ力を高め、その生産性を向上させて、持続可能な地域社会の創造を目指します。

その歩みを進める上では、地域資源を最大限に活用し、暮らしと営みを支えるために必要な要素や仕組みを整え、その恩恵を地域の中で分かち合うという「地域自給圏」の考えに基づいたまちづくりに取り組んでいきます。

豊富な地域資源や多彩な人材に恵まれた小田原は、厳しい社会環境の中にあっても、誰もが安心して暮らせる地域社会となる道筋を示すことができる都市です。

「地域自給圏」というコンセプトのもと、小田原に備わる「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」の5つの力をまちづくりの資源とし、これらを高めながらまちづくりの原動力としていきます。また、5つの力を最大限に生かしていくため、「行政の力」を十分に発揮する体制や、主権者である市民が主体的に課題解決の取組に参画できる仕組みを構築します。さらに、これらの力を、小田原のみですべてを賄い活用するのではなく、近隣市町等の多様な主体と連携・協力しながら相互に補い合い、分かち合っていきます。

こうした課題解決の体制や仕組みを整えることで、まち全体で様々な課題を克服していきながら、より豊かなかたちで小田原を次の世代に手渡すための実践に取り掛かります。取組を進める中で、市民の暮らしが豊かになるとともに、まちの魅力が向上し、それによって市民のまちへの愛着が深まります。そのような小田原の姿は新たな資本や人材を引き寄せる求心力となり、市内外の力が融合することで持続可能な小田原の実現に向けた循環が更に活性化します。

(2) 将来都市像

本基本構想における将来都市像として、「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を掲げます。それは、市民一人ひとりのいのちを大切にし、にぎわいと活力があふれ、幸せを感じながら安心して暮らし続けることができる持続可能な

まちです。

その実現に向け、小田原が持つ力を育て、十分に生かしきること、未来に向けてまちを進化・発展させていきます。

4 まちづくりの目標

将来都市像の実現に向け、5つのまちづくりの目標を定めます。

「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」はまちづくりの原動力です。これらを「行政の力」とともに分野横断的に活用することで、それぞれの目標の達成に向けた実践を強力に推進します。

また、そうした実践を通じて、それぞれの力を更に高めていく好循環を生み出し、持続可能な小田原の姿を次の世代に手渡します。

(1) いのちを大切にする小田原

ア 市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち

行政の最も重要な使命は、市民のいのちを守り次の世代へとつなぐことです。支援を必要とする人たちの生活を地域で支えるための地域福祉の推進や、地域医療体制の充実、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備等、市民の健やかな暮らしに欠かせない取組を進めます。

また、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様な価値観が尊重され誰もが個性や能力を十分に発揮し、共に生きていくことができる社会の実現を図ります。これらの取組により、「生まれ、育ち、暮らし、老いていく」人生それぞれの局面において、市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指します。

(2) 自然環境の恵みがあふれる小田原

ア 将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまち

森里川海がオールインワンという、全国でも有数の豊かで多彩な小田原の自然環境は、清浄な空気や水はもとより、安全な食料、エネルギー、住まいをつくる素材等、私たちの暮らしや営みに欠かせないものを生み出しており、持続可能な地域社会の実現に極めて重要な役割を担っています。

豊かな自然環境の中での暮らしは人々に癒しや安らぎを与え、未来を担う子どもたちが健やかに成長するための礎となります。企業にとっては、豊かな自然環境と共生しながら事業を展開する環境配慮経営が企業価値の向上につながってい

きます。

多様な主体と連携しながら環境課題の解決を推進するなど、小田原が誇る自然環境を保全し、その価値を磨き上げ、私たちのいのちを支える土台として整えることにより、将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまちを目指します。

(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

ア 課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまち

私たちの未来は、多くの課題を乗り越えていける力を持つ人が育ち活躍することにかかっています。子どもたちが学びや育ちの中で多様な経験や交流を重ねることができる教育環境を整えるとともに、それぞれの個性や多様性を認めることや、伸ばすことで、一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会をつくる社会力を育みます。

子どもから若者、シニアまで、様々な世代の人たちが主体的に学び、社会に関わる機会の創出による実践を通じた担い手の育成に取り組むことで、市民同士がつながり、課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまちを目指します。

イ 地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまち

日々の暮らしの中で、顔の見える関係をつくり、共に助け合い、支え合っていくためには、住民に身近なコミュニティの存在が不可欠です。小田原では、自然環境や都市機能、受け継がれてきた伝統等それぞれの地域が異なる個性を持ち、抱えている課題も様々ですが、自治会組織が住民共助の基盤として構成されている上に、地域課題を共有して活動を担い合う地域コミュニティ組織が機能し、それぞれの地域に合った市民自治の仕組みが整えられています。

こうした組織活動が直面する課題を克服し、地域における活動が充実・継続できるよう伴走し、地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまちを目指します。

(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

ア 豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまち

小田原の豊富な地域資源や優れた立地特性を生かし、地域で展開している企業は、雇用を守り地域経済の中心的役割を担うだけでなく、日常の生活や観光振興にも欠くことができない、幅広く地域社会の営みを支える存在です。

農林水産業や商工業等の地場の多彩な産業の育成とともに、起業や事業承継の支援、企業立地や産業集積を促進していくほか、新たな技術の活用や多様な働き方を推進していきます。また、地域資源を最大限に活用することで市内の観光消費を拡大させ、時代や来訪者ニーズに即した観光振興に取り組みます。これらの取組により、産業全体が生み出す経済効果が地域に行き渡ることによって、地域経済全体の活性化を図り、豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまちを目指します。

イ 多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまち

文化は、人々に生きる喜びをもたらすと同時に、創造力や他者を思いやる心などを育み、私たちが困難な時代を乗り越えていくための大きな支えとなります。さらに、国内外の様々な地域や人との交流により、文化は深まり広がっていきます。

長い歴史の中で育まれた歴史遺産の普遍的価値を再認識し、より魅力と価値のある地域資源として磨き上げるとともに、新たに創造される文化を守り育てていくことは、地域特有の個性が確立され市民がまちに誇りを持つことにつながります。小田原が誇る文化を守り、その価値を高め、様々な交流を促進しながら次の世代へと継承していくことで、多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまちを目指します。

(5) 安心して暮らすことができる小田原

ア 暮らしやすく快適に住み続けることができるまち

公共施設等の社会インフラを計画的に整備することは、市民の安全・安心な暮らしや、地域経済の生産性の向上につながるほか、小田原に住みたいという人や小田原で事業を展開したいという企業を呼び込み、それがまちづくりの土台を強くすることにつながります。

暮らしや経済を支える生活基盤のメンテナンス、災害対策の強化とそれに向けた道路や橋梁等の公共施設の着実な整備、都市機能の強化や生活の利便性を向上させる既成市街地の効果的・効率的な整備等により、暮らしやすく快適に住み続けることができるまちを目指します。

イ 市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち

地方公共団体には、様々な公共サービスを提供することにより住民の多様なニ

ーズを満たしていくことが求められています。また、地域社会を取り巻く様々な課題の解決に向けては、時代や社会の変化を見通しながら、市政全体の課題解決能力を高めていく行政運営が必要です。

より質の高い状態で公共サービスを提供するために、市職員の育成と、一人ひとりの力が十分に発揮できる職場環境の整備に努めます。また、これまでも取り組んできた市民参画によるまちづくりの更なる推進に向けた市民との課題共有や協働の進化に取り組みます。あわせて、不断の行財政改革による行政資源の確保と配分の最適化や市民サービスの向上に資するデジタル等の新たな技術の導入、産学官連携といった多様な主体との連携の推進、圏域で共通する課題に対処するための近隣市町や国、県との連携等、広い視野と最新の知見に基づく行政経営により、市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまちを目指します。

議案第 20 号

市道路線の認定について

次の路線の認定について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	2 6 9 7	久 野 字 柳 川 原 下	
		久 野 字 柳 川 原 下	
2	2 6 9 8	扇 町 六 丁 目	
		清 水 新 田 字 塚 ノ 越	
3	3 2 9 7	栢 山 字 苅 分	
		栢 山 字 苅 分	
4	3 2 9 8	栢 山 字 苅 分	
		栢 山 字 苅 分	
5	3 2 9 9	栢 山 字 苅 分	
		栢 山 字 苅 分	

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 21 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年 9 月 17 日に議決を経て締結した工事請負契約（令和 6 年度城山陸上競技場
走路等改修工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契約金額 235,917,000 円」を

「契約金額 239,571,200 円」とする。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一